

○内閣府令第百一号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百四十九号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十条の三第二項、第三十条の四第五号、第三十一条第六項及び第三十五条の三並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第二号及び第二十六条の二の二第七項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(認可に係る業務の内容及び方法)</p> <p>第十七条 法第三十条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 価格情報に関し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 上場株券等（法第六十七条の十八第七号に規定する上場株券等を用いる。第十九条第一号及び別表第一において同じ。）を取り扱い、かつ、前号に掲げる売買価格の決定方法が次に掲げる方法のいずれかに該当する場合 気配、売買価格その他の価格情報（別表第一の上欄に掲げる通知又は公表の区分に応じ、当該中欄に定める事項を含む。）を顧客に通知し、公表する方法並びに当該価格情報を通知し、公表する部署の名称及び体制</p> <p>(1) 法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法</p> <p>(2) 法第二条第八項第十号ロに掲げる売買価格の決定方法</p> <p>(3) 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十七条第一号に掲げる方法</p> <p>(4) 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十七条第二号に掲げる方法</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる方法に類似する方法</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(認可に係る業務の内容及び方法)</p> <p>第十七条 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 気配、売買価格その他の価格情報の公表方法</p>

ロ イに掲げる場合以外の場合 気配、売買価格その他の価格情報
を顧客に公表する方法並びに当該価格情報を公表する部署の
名称及び体制

「八〇十二 略」

十三 私設取引システム運営業務における有価証券の売買の内容の
審査の方法及び体制並びに当該審査の結果を踏まえた対応に關す
る事項

十四 「略」

(審査等の対象となる業務の内容及び方法)

第十九条 法第三十条の四第五号及び第三十一条第六項に規定する内
閣府令で定める業務の内容及び方法は、次に掲げるものとする。

一 第十七条第五号、第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十
三号に掲げるもの（上場株券等を取り扱わない場合には、第七号
に掲げるものを除く。）

二 「略」

(業務管理体制の整備)

第七十条の二 「略」

「2〇6 略」

7 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融
商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定

「八〇十二 同上」

「号を加える。」

十三 「同上」

(審査等の対象となる業務の内容及び方法)

第十九条 「同上」

一 第十七条第五号、第八号、第十号及び第十一号に掲げるもの

二 「同上」

(業務管理体制の整備)

第七十条の二 「同上」

「2〇6 同上」

7 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融
商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定

める売買立会又は立会によらないものに限る。)若しくはこれらの取引の委託の取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)又は法第二十八条第八項第十号に掲げる行為(令第六条の二第二項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。)による有価証券の売買を行う市場(法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。)における有価証券の売買若しくは当該売買の委託の取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)であつて社内取引システム(当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格、当該市場における有価証券の売買の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システム又は法第二十八条第八項第十号に掲げる行為(法第三十条第一項ただし書の規定により行うものに限る。)による有価証券の売買を行う市場を除く。以下同じ。)を使用して行うものを業として行う者に限る。)が整備しなければならぬ業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

〔一・二 略〕

〔8・9 略〕

める売買立会又は立会によらないものに限る。)又はこれらの取引の委託の取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)であつて社内取引システム(当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムを除く。以下同じ。)を使用して行うものを業として行う者に限る。)が整備しなければならぬ業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

〔一・二 同上〕

〔8・9 同上〕

(最良執行方針等)

第二百二十四条 「略」

2 令第十六条の六第二項の規定による最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由の記載は、取引所金融商品市場等(取引所金融商品市場又は令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。第一号及び第六項第四号並びに第一百五十八条第五項において同じ。)における有価証券の売買の取次ぎその他の取引の方法の内容(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含むものに限る。)を示してしなければならない。

「一・二 略」

「3〜7 略」

(注文伝票)

第一百五十八条 「略」

「2〜4 略」

5 第一項及び第三項の規定によるもののほか、社内取引システムを使用して行う第七十条の二第七項に規定する取次ぎ(取引所金融商品市場等における価格(価格に相当する事項を含む。以下この項において同じ。))と比較して当該価格と同一又はそれよりも有利な価格で行うことを主たる目的としないものを除く。)に関する第一項の注文伝票には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(最良執行方針等)

第二百二十四条 「同上」

2 令第十六条の六第二項の規定による最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由の記載は、取引所金融商品市場等(取引所金融商品市場又は令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。第一号及び第六項第四号において同じ。)における有価証券の売買の取次ぎその他の取引の方法の内容(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含むものに限る。)を示してなければならない。

「一・二 同上」

「3〜7 同上」

(注文伝票)

第一百五十八条 「同上」

「2〜4 同上」

5 第一項及び第三項の規定によるもののほか、社内取引システムを使用して行う第七十条の二第七項に規定する取次ぎ(取引所金融商品市場等(取引所金融商品市場又は令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。第三号において同じ。))における価格(価格に相当する事項を含む。以下この項において同じ。))と比較して当該価格と同一又はそれよりも有利な価格で行うことを主たる目的としないものを除く。)に関する第一項の注文伝票には

〔一〕三 略〕

6
〔略〕

(取引日記帳)

第百五十九条 〔略〕

2 前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

〔一〕四 略〕

五 クロス取引(取引所金融商品市場において行う売付け若しくは買付け(当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める方法により行うものに限る。))又は法第二条第八項第十号に掲げる行為(令第六条の二第二項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用し
て行われるものに限る。))による有価証券の売買を行う市場(法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。))において行う売付け若しくは買付けであつて、同一の会員等又は顧客が対当する売付け若しくは買付けを同時に成立させるものをいう。))については、その旨を表示すること。

〔六〕九 略〕

〔3・4 略〕

、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〕三 同上〕

6
〔同上〕

(取引日記帳)

第百五十九条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 クロス取引(取引所金融商品市場において行う売付け又は買付け(当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める方法により行うものに限る。))であつて、同一の会員等が対当する売付け又は買付けを同時に成立させるものをいう。))については、その旨を表示すること。

〔六〕九 同上〕

〔3・4 同上〕

別表第一（第十七条関係）

通知又は公表の区分	通知又は公表事項	注意事項
<p>顧客又は私設取引システム運営業務を行う金融商品取引業者が、その使用する電子情報処理組織において、上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合（当該申込みに係る上場株券等の売買が当該申込みの受付により直ちに成立する場合その他の他の者が当該申込みに応じる余地がない場合を除く。）における通知</p>	<p>一 上場株券等の種類及び銘柄 二 申込みに係る売付け又は買付けの別 三 申込みに係る価格及び当該価格ごとの売付け又は買付けの別の数量</p>	<p>一 顧客又は私設取引システム運営業務を行う金融商品取引業者からの申込みの受付をした後直ちに顧客に通知すること。 二 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに顧客に通知すること。</p>
<p>私設取引システム運営業務を行う金</p>	<p>一 当該上場株券等の種類及び銘柄</p>	<p>一 当該売買について直ちに顧客に通</p>

「表を加える。」

<p>金融商品取引業者が私設取引システム運営業務において取引を行う場合における毎日の公表</p>	<p>融商品取引業者が使用する電子情報処理組織において上場株券等の売買が成立した場合における通知</p>
<p>一 総取引高 二 上場株券等のうち株券について、銘柄別に、最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格並びに数量 三 上場株券等のうち株券及び新株予約権付社債券以外のものについて、</p>	<p>二 当該銘柄の売買の成立の時点における売買成立の当日の最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格 三 当該銘柄の売買の成立の時点における売買高</p>
<p>一 総取引高は、上場株券等の種類ごとに区分し、有価証券の売買ごとに小計を付し、合計すること。 二 有価証券は、その種類ごとに区分すること。 三 株券の配列は、産業部門ごとに区</p>	<p>知すること。 二 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに顧客に通知すること。</p>

	<p>銘柄別に、額面金額、最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格並びに数量</p>	<p>分すること。</p> <p>四 上場株券等のうち株券及び新株予約権付社債券以外のものの額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表することである。</p> <p>五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知及び公表することである。</p> <p>六 有価証券の売買その他の取引の種類ごとに区分すること。</p>
--	---	---

別表第二(第百二十五条の八関係)

別表(第百二十五条の八関係)

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等) 第三条の二 令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。</p> <p>2 令第六条の二第二項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあつては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあつては数量及び売買成立日時とする。</p> <p>3 令第六条の二第二項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、数量とする。</p> <p>4 令第六条の二第二項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める価格は、次に掲げる価格のいずれかとする。 一 取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この項及び第四条の二第二項第一号において同じ。)において直近に公表された当該取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の価格(当該価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。以下この号及び第四号において「直近公表価格」という。)から直近公表価格に百分の七を乗じた額(当該額が五円未満となる場合にあつ</p>	<p>(電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等) 第三条の二 令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあつては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあつては数量及び売買成立日時とする。</p> <p>2 令第六条の二第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。</p> <p>「項を加える。」 「項を加える。」 「項を加える。」</p>

ては、五円。以下この号において同じ。)を減じて得た額以上、直近公表価格に百分の七を乗じた額を直近公表価格に加えて得た額以下の範囲内の価格

二 当該売買を行う日、その前営業日又はこれらのうちの特定の時間帯のいずれかに係る取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の総売買代金(売買価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。)を総売買高(売買価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。)で除して得た価格(以下この号及び次号において「出来高加重平均価格」という。)から取引に係る手数料その他のこれに類する費用に相当する額(以下この号及び次号において「手数料相当額」という。)を減じて得た額以上、出来高加重平均価格に手数料相当額を加えて得た額以下の範囲内の価格

三 出来高加重平均価格を目標として、当該売買の当事者のいずれかが当該売買を行う日、その前営業日又はこれらのうちの特定の時間帯のいずれかに当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券を取引所金融商品市場において分割して競売買の方法により売付け又は買付けを行った当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の総売付代金を総売付高で除して得た価格又は総買付代金を総買付高で除して得た価格から手数料相当額を減じて得た額以上、当該価格に手数料相当額を加えて得た額以下の範囲内の価格

四 十五以上の銘柄に係る同一の種類の有価証券を同時に売買する取引(当該取引の売買代金の合計が一億円以上であるものに限る

。) について、当該取引の対象となる各銘柄の直近公表価格に当該各銘柄に係る取引の数量（当該有価証券が新株予約権付社債券である場合にあっては、当該各銘柄の額面金額の百分の一）を乗じて得た額の合計額から当該合計額に百分の五を乗じた額を減じて得た額以上、当該合計額に百分の五を乗じた額を当該合計額に加えて得た額以下の範囲内の価格

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第三条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるもの)</p> <p>第十条 令第二十六条の二の二第七項に規定する内閣府令で定める売買価格の決定方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 定義府令第十七条各号に掲げる方法(第三号に掲げる方法を除く。)</p> <p>二 競売買の方法又は前号に掲げる方法に類似する方法(次号に掲げる方法を除く。)</p> <p>三 法第二条第八項第十号に掲げる行為(令第六条の二第二項第二号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。)</p> <p>。) において用いられる方法</p>	<p>(取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるもの)</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>一 定義府令第十七条各号に掲げる方法</p> <p>二 競売買の方法又は前号に掲げる方法に類似する方法</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和六年十二月一日から施行する。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に金融商品取引法第三十条第一項の認可を受け又はその申請をしている金融商品取引業者については、この府令の施行の日から起算して七月を経過する日までの間(当該金融商品取引業者が当該期間内に第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「新令」という。)第十九条第一号に掲げるもの(新令第十七条第七号及び第十三号に係る部分に限る。))について同法第三十一条第六項の認可の申請をした場合には、当該申請に係る認可又はその拒否の処分までの間は、新令第十七条第七号及び第十三号の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。